

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	環境科学研究センター(一元化施設北館)特殊ガス設備保守点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	株式会社巴商会	715,000	R6.1.6	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	大阪市保健所執務室(ワクチン接種等調整チーム)における乾式電子複合機移設業務委託	03 運搬請負	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社	66,000	R6.1.16	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う感染性産業廃棄物等収集運搬業務委託	01 建物等各種施設管理	大栄環境株式会社	50,160	R6.1.25	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	環境科学研究センターにおける水銀等産業廃棄物処分業務委託	01 建物等各種施設管理	野村興産株式会社	364,100	R6.1.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	環境科学研究センターにおける水銀等産業廃棄物収集運搬業務委託	01 建物等各種施設管理	興隆産業株式会社	99,000	R6.1.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

環境科学研究センター（一元化施設北館）特殊ガス設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社巴商会

3 随意契約理由

環境科学研究センターにおいては、環境保全に関する各種試験検査及び研究業務を行うため、酸素及び水素などの可燃性ガスを使用しており、各種検査機器・器具に安全・安定して供給するため、リンダーキャビネット及び可燃性ガス検知警報の特殊ガス設備を配置している。これらの正常な動作・機能を保持し、安全な作業環境を維持するため保守点検業務を行うものである。

今回保守点検を行う特殊ガス設備は理研計器株式会社製であり、株式会社巴商会において大阪健康安全基盤研究所の一元化施設北館における理研計器株式会社製の特殊ガス設備の納入及び設置調整を施工しており、当所での保守を行う唯一の代理店とされている。

上記業者以外が実施した場合、不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、著しく支障が出る恐れがあることから、本件業務を確実に対応できるのは、当該機器の納入及び設置調整の施工した同社のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境科学研究センター 電話：06-6972-9020

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所執務室（ワクチン接種等調整チーム）における乾式電子複合機移設業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、船場センタービル2号館1階に設置している既存の乾式電子複合機1台を、あべのメディックス10階の大阪市保健所執務室へ移設を行うものである。

乾式電子複合機は精密機器であるため、職員で搬出・移送・搬入を行った場合、ケーブル接続時に不具合が生じた際に対応ができず、かつ、万が一故障等が発生した際に原因の究明が困難になる（職員の移設が原因か本体の不具合か分からなくなる）など、著しい支障がでる恐れがあることから、設置した業者による移設が必要不可欠である。

上記業者は、乾式電子複合機の設置業者であり、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になるなど、著しい支障がでる恐れがあることから、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う感染性産業廃棄物等収集運搬業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大栄環境株式会社

3 随意契約理由

本業務は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業で発生する感染性産業廃棄物等を収集したのち、本市が別途契約を締結した感染性産業廃棄物等処理施設へ運搬するものである。

本業務に先立ち、運搬先である感染性産業廃棄物等処理施設を決定するため、公募型比較見積により処理施設事業者の選定を行った。

その際、選定した処理施設事業者から「感染性産業廃棄物等の搬入については、指定の事業者を定めており、その事業者以外から搬入された感染性産業廃棄物等の処分は行うことができない。」との申し出があった。

従って、上記相手方が、当該処理施設に感染性産業廃棄物等を搬入できる唯一の事業者であり、契約しなければ先に決定した処分業務委託の目的を達成することができないため、上記相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局保健所感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）

電話番号：06-6647-0813

随意契約理由書

1 案件名称

環境科学研究センターにおける水銀等産業廃棄物処分業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

温度計類及び水銀、水銀含有試薬類の廃棄物を保管しており、今回これらの廃水銀について処分を実施するものである。

水銀を含有する廃液等の中間処理及び最終処分を行うことができる事業者について、産業廃棄物処理業者検索システムなどにより調査した結果、今回処分する廃棄物を処理できる事業者は国内に野村興産株式会社しか存在しなかった。

そのため、本件委託について、野村興産株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局 総務部 環境科学研究センター（電話番号：06-6972-9020）

随意契約理由書

1 案件名称

環境科学研究センターにおける水銀等産業廃棄物収集運搬業務委託

2 契約の相手方

興隆産業株式会社

3 随意契約理由

環境科学研究センターにおいては、これまで各種試験検査において用いた温度計類及び水銀、水銀含有試薬類の廃棄物を保管しており、今回これらの廃水銀について処分を実施するものである。

本産業廃棄物処理における中間処理及び最終処分については、現時点で許可を有する者は全国でも野村興産株式会社しかいない。

野村興産株式会社の処理施設に廃棄物を搬入できる事業者のうち、本市の入札参加資格を有し、水銀含有特別管理産業廃棄物について排出地である大阪府（または市）及び処理施設所在地の北海道で収集運搬許可を有するのは興隆産業株式会社のみである。

よって、興隆産業株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 総務部 環境科学研究センター（電話番号：06-6972-9020）